

年金生活者支援のための給付金制度

「年金生活者支援給付金」とは、公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには**請求書の提出**が必要となります。

○対象となるかた

老齢基礎年金を受給しているかた

- ・65歳以上のかた
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税
- ・前年の年金収入額とその他所得額の合計が881,200円以下

障害基礎年金、遺族基礎年金を受給しているかた

- ・前年の所得額が4,721,000円＋扶養親族の数×38万円以下のかた

○請求手続き

日本年金機構から請求書が届きますので、請求書に氏名などを記入して**秩父年金事務所に提出**してください。



年金相談

年金相談の際は、事前予約をご利用ください。

ご予約いただくと・・・

- ①お客様のご都合にあわせてスムーズに相談できます。
- ②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、対応します。

予約受付時間：平日午前8時30分～午後4時

※予約相談希望日の1か月前から前日まで予約できます。

予約の申込み：秩父年金事務所

☎27-6560

予約受付専用電話

☎0570-05-4890

(050から始まる電話のかたは03-6631-7521へ)

ご予約の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

秩父消防本部からのお願い

119番通報時の口頭指導に係る電話機のスピーカーモード(ハンズフリー状態)機能の活用について

お使いの電話機のスピーカーモード機能をご存じですか？

通報の内容から傷病者の状態が重傷である場合や緊急度が高いと判断した場合に、その場に居合わせたかたや通報者にご協力をいただき、心肺蘇生法などの実施方法を電話口から口頭で伝えています。

口頭指導で伝えている応急手当には・・・

- 心肺停止や心肺停止のおそれのある
- 指を切断した
- のどに食べ物がつまり、呼吸ができなくなった
- やけどを負った
- 出血が止まらない

その口頭指導を行う上でより有効な手当を行なっていただくため、可能な限りご使用の電話機を【スピーカーモード】に切り替えていただくようお願いしています。



【スピーカーモードに切り替えると・・・】

耳元から電話機を離しても通話ができるようになります。このため、心肺蘇生法などを行う際に両手を使用することができ、効果的な応急手当が可能となります。

※スピーカーモードのボタンの位置は機種により異なります。

万が一の場合に備えて、自宅の固定電話やご使用の携帯電話の【スピーカーモード】機能について、日頃から操作方法をご確認ください。

問合せ 秩父消防本部 指揮統制課 ☎21-0119